陳　情　文　書　表　　（令和　８　年１１月１６日受理）

受　理　番　号	件　　名
陳情第４８号	認知症当事者の社会参加を支える活動場所の確保及び公共施設の利用支援を求める陳情
提　出　者　の 住　所　・　氏　名 **※非公開情報**	
付　託　委　員　会	厚生委員会

※原文のまま記載

１　陳情の趣旨

認知症当事者が自らの意思で活動に参加し、地域の人々と交流しながら、役割と生きがいを持って暮らし続けられるよう、認知症カフェ等の活動場所の確保について、次の事項を陳情いたします。

⑴　認知症当事者が主体的に参加する活動の場として、市の公共施設を平日の日中に継続的かつ定期的に利用できるようにすること。その候補として、総合福祉センターや、現在フリースペースとして開放されている調布市グリーンホール１階の旧レストラン区画について、暫定的な活用を検討すること。

⑵　活動を持続可能なものとするため、会場使用料及び附帯設備使用料の免除やその他の支援により、活動団体がこれらの経費を負担せずに利用できる仕組みを整えること。

⑶　活動団体、市の認知症施策担当部署及び施設管理者が、認知症当事者の意向を踏まえて協議する場を設け、利用場所、開催日時、設備の使用及び管理上の役割分担など、実施に向けた具体的な調整を進めること。

⑷　当該スペースの活用に当たっては、活動の公益性や市民に開かれた運営などの利用基準を明確にするとともに、利用機会の公平性を確保し、同様の目的を持つ他の団体も利用できる仕組みとすること。

２　陳情の理由

【背景】

認知症になっても、本人の意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で人とのつながりを保ちながら、自分らしく暮らし続けられる環境が必要です。令和６年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法においても、認知症の人が社会の一員として地域で活動に参画する機会の確保が基本理念に掲げられ、地方公共団体にはその施策を推進する責務が定められています。そのためには、支援を受ける機会とともに、本人が得意なことやできることを生かし、地域の中で役割を持って活動できる機会を確保することが重要です。

私たちは、「注文をまちがえるカフェ」の活動を通じて、認知症当事者が接客などに参加し、地域の人々と交流できる場づくりに取り組んでいます。間違いがあっても互いに受け止め、本人のペースや意思を大切にする交流の場は、当事者の社会参加を支えるとともに、市民が認知症への理解を深める機会にもなると考えています。

私たちの活動は今年で３年を迎えました。開始当初、接客に参加する認知症当事者は１人でしたが、現在は５人に増えています。来場者も、開始当時は空席が見られましたが、回を重ねるごとに活動が知られるようになり、現在は２時間半の開催時間の中で12席の客席を３回転させ、１回の開催で40人以上を迎えるまでになりました。また、これまでに世界13か国のメディアから取材を受け、調布発のボランティア活動として国内外に紹介されてきました。この活動は、認知症の人とともに暮らすまちとしての調布市の姿を広く発信する役割も担っていると自負しています。

さらに、活動を一過性のものとせず、責任ある体制で継続していくため、任意団体の運営委員会から組織を改め、東京都の認証を受けて特定非営利活動法人となりました。今後は、法人として定款に基づく運営と情報公開を行い、公共施設を利用する団体としての透明性と継続性を確保してまいります。

【課題】

参加希望者の増加に伴い、現在借りている会場は手狭になり、希望す

る方を十分に受け入れられない状況が生じています。客席を何度も入れ替えながら運営している現状では、当事者が自分のペースで接客し、来場者とゆっくり交流するという活動本来の趣旨を保つことも難しくなりつつあります。また、会場の狭さから、活動に関心を寄せる自治体や団体からの視察の受入れや、30名以上を対象とした研修の開催をお断りせざるを得ませんでした。この活動の経験を他の地域や担い手に伝える機会を、場所の制約によって逃している状況です。

今後は、週１～２回程度の定期開催を想定しており、客席と当事者の動線を十分に確保するためには、17畳以上の広さが必要と考えています。この活動は、当事者が安心して接客に臨み、来場者とゆっくり交流できる空間があって初めて成り立つものであり、場所の確保は活動の存続そのものに関わる課題です。

私たちは新たな会場を探し、いくつかの候補にも当たってきました。土日であれば貸していただける場所もありますが、運営スタッフの体制上、土日の開催では必要な回数を確保することができません。平日の日中に定期的に利用でき、当事者や家族が通いやすく、カフェ形式の活動を行える広さと設えを備えた場所という条件を満たす会場は、現在のところ見つかっていません。

また、会場使用料などの固定的な経費は、活動を続けるうえでの負担となります。その負担を参加費に転嫁すれば、経済的な事情によって参加しにくい人が生じることも懸念されます。活動の継続を担い手の持ち出しや献身だけに委ねず、公共性のある地域活動として支える環境が必要です。

【候補とする施設と、他の利用団体との関係について】

市の公共施設は、多くの市民団体が公平に利用するものであり、私たちも、特定の団体だけが特別な扱いを受けることを望んでいるわけではありません。そのうえで、本陳情が次の施設の活用を求める理由は次のとおりです。

（グリーンホール１階の旧レストラン跡地）

旧レストラン跡地は、現在どの団体にも利用されていない空きスペー

スとなっており、現在はフリースペースとなっています。このスペースの活用は、既存の集会室や貸室の予約枠を他の団体に優先して確保することを求めるものではなく、他の利用団体の活動の機会を狭めることなく、使われていない公共空間を有効に活用しようとするものです。また、もともと飲食店として使われていた空間であり、会議室や集会室とは異なり、客席を設けて飲食物を提供するカフェ形式の活動になじむ場所です。視察の受入れや研修の開催にも対応できる広さが見込まれ、調布駅前にあって公共交通で通いやすく、多くの来館者の目に触れる開かれた場所でもあります。グリーンホールは再整備が予定されていることから、再整備までの間の暫定的な活用として位置付けることができます。

（総合福祉センター）

総合福祉センターは、市民の福祉の増進を目的とする施設であり、認知症当事者の社会参加を支えるこの活動は、施設の目的に沿うものです。福祉に関わる団体や関係機関が集まる場所で活動することで、当事者や家族が相談や支援につながるきっかけも生まれます。利用にあたっては、既存の利用団体の活動に支障が生じないよう、利用の少ない時間帯や空いているスペースを活用することを想定しています。また、新たな総合福祉センターが整備されていることから、竣工後には新たな場所での開催も見込むことができると考えます。グリーンホールや現在の総合福祉センターでの活用を当面の場とし、新たな総合福祉センターを将来の継続的な活動拠点とすることで、施設の再整備や移転があっても活動を途切れさせることなく続けていくことができます。また、当面の場での試行の結果は、新たな施設にどのような交流機能を設けるかを検討するうえでの参考にもなると考えます。

（共通する理由）

この活動は、認知症基本法のもとで市が進める認知症施策のうち、当事者の社会参加と市民の理解促進を、市民の自主的な活動として担っているものです。市が新たに同様の場を整備・運営する場合と比べ、限られた公的支援で大きな効果が期待できます。また、私たちはＮＰＯ法人として、事業報告書等の公開が法律で義務付けられており、公共施設の利用状況や活動の成果を市や市民が確認できる体制にあります。

なお、認知症カフェをはじめ、当事者や市民の交流の場づくりに取り組む団体は市内に数多くあります。これらのスペースを私たちの団体だけが使うのではなく、利用基準を明確にしたうえで、同様の目的を持つ他の団体も曜日や時間帯を分けて利用できる共用の仕組みとすることを求めます。私たちは、その最初の担い手として試行に協力し、開催状況や参加者の声を公開することで、仕組みづくりに貢献したいと考えています。

【対応策】

そこで、市の公共施設を活用し、会場使用料等の負担を抑え、継続的に活動できる場所の確保を求めます。具体的には、調布市グリーンホール１階の旧レストラン跡地の空きスペース、現在の総合福祉センター及び京王多摩川駅付近に新設される総合福祉センターを候補として、施設本来の利用や他の利用団体の活動、来館者の動線との両立を確認しながら、活用に向けた検討を進めていただきたいと考えています。

実施に当たっては、当事者の意向を踏まえ、市の関係部署、施設管理者及び活動団体が協議し、飲食物の提供方法、安全・衛生面への配慮、清掃や備品管理、費用負担などを整理することが必要です。既存の設備を生かし、定期的な試行開催から始めることで、市の追加的な負担を抑えながら、実施上の課題を確認することができます。

また、公共施設を利用した特定の団体への活動の支援については、その活動の公益性や市民に開かれた運営などの基準を明確にし、公平性を確保することが必要だと考えます。開催状況や当事者・参加者の声を踏まえて運営を改善し、安定した活動の継続につなげることを求めます。

認知症当事者の社会参加と、市民の相互理解を支える地域の基盤づくりとして、公共施設を活用した活動場所の確保と利用支援をお願いいたします。

以上